

逗子市中部地域包括支援センター

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

(令和 7年 1月 1 日現在)

## 1. 事業所の概要

### (1) 名称等

事業所の名称	逗子市中部地域包括支援センター
所在地	神奈川県逗子市逗子5-4-33
管理者の氏名	
電話/ファックス	電話：046(872)2480/ファックス：046(872)2497
介護保険事業所番号	第1402500019号
サービス提供地域	逗子市逗子、桜山1・2・5(35~37番、葉桜)6・7・8・9、山の根 新宿1・2・3・4-1~5番(2番29~59を除く)6番38~42号・5

### (2) 営業時間及び休日

営業時間	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後7時00分 土曜日の午前8時30分～午後12時
休日	土曜日(午後1時～午後5時) 日曜日、祝祭日、国民の休日並びに年末年始(12月29日から1月3日まで)

### (3) 職員体制

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤	計
管 理 者		1名		1名
保 健 師 等	1名			1名
社会福祉士等	1名	1名		2名
主任介護支援専門員	1名			1名
介護支援専門員	1名			1名

## 2. 主なサービス内容

地域包括支援センターは、利用者の同意を得た上で、介護予防サービス計画作成の支援を行います。また、居宅において適正なサービスを利用者自身が選択できるように、複数のサービス事業者の紹介の求めがあった場合、誠実に対応し、サービス提供事業者と連絡調整を行うなど、その他必要な便宜を図ります。

医療系サービスを希望する又は必要な場合は、主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その上で介護予防サービス計画作成した際は、計画書を医師又は歯科医師へ交付します。

また、介護予防サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときは、そのうちの必要と認める心身又は生活の状況(服薬状況や口腔の状況等)を主治の医師、歯科医師又は薬剤師へ提供します。

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。

### 3. 利用料等

担当者が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払が必要となります。

逗子市内	無料
上記以外の地域への交通費および有料駐車場代	実費分

### 4. サービス内容に関する相談、苦情

#### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の介護予防支援に関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

逗子中部地域包括支援センター	電話 046(872)2480
逗子市役所 社会福祉課	電話 046(873)1111
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話 045(329)3447

#### 【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記により重要事項を説明し、交付いたしました。

介護予防支援事業者  
所在地 神奈川県逗子市逗子5-4-33  
事業所名 逗子市中部地域包括支援センター  
説明者 (印)

業務委託先居宅介護支援事業者  
所在地  
事業所名  
担当介護支援専門員  
説明者 (印)

地域包括支援センターを利用するにあたり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

利用者  
住所  
氏名 (印)

署名代行者  
住所  
氏名 (印)